

財団法人日本ハンドボール協会競技者資格規程

(目 的)

第1条 財団法人日本ハンドボール協会競技者資格規程（以下「本規程」という。）を以下のように定めるものとする。これは、国際ハンドボール連盟（以下、IHFという。）の競技者資格規程に準拠して、競技者として守らなければならない事項および、これに関連した事項について規定することを目的とする。

(競技者の定義)

第2条 「競技者」とは、財団法人日本ハンドボール協会（以下、「本協会」という。）に登録するすべての選手および、役員をいう。

(競技者資格)

第3条 本協会に登録する競技者は、下記のいずれかとする。下記の区分は、個人又はチームの代表者がチーム及び個人登録をする際に、それぞれの責任の元に本協会所定の登録用紙に記載をする。

(1) 非契約競技者

- 1) 所属するチームとの間で契約書を取り交わさず、試合参加に必要な通例の出費の他には報酬の支払いを受けない競技者を、非契約競技者と呼ぶ。
- 2) 競技者資格に影響を受けることなく、全ての競技者が受け取れる通例の出費は、試合に要する諸経費、必要なスポーツ衣類、保険料および、練習に関する経費、試合、練習のための旅費、宿泊費とする。
上記に該当しない資金的な援助は、原則として報酬と見なす。

(2) 契約競技者

- 1) 所属するチームと関係当事者が権利・義務を規定する協定書・契約書を締結し、第3条第1)、2)項に記述する経費を越える支払いを受ける競技者を、契約競技者と呼ぶ。
- 2) 契約競技者は本協会、および、財団法人日本オリンピック委員会（以下、JOCという。）の規定に準じ、商業活動、肖像権に関する規定を遵守しなければならない。契約競技者が商業活動、肖像権を行使する活動を希望するときは、本協会にその内容を届け出、承認を得なければならない。その際に支給される報酬がある場合は、所定の承認料を本協会に支払わなければならない。
- 3) 契約競技者は、所属都道府県協会を通し、あらかじめ指定された一般登録締め切り日までに本協会に登録しなければならない。

(登録の追加)

第4条 第3条に定める時期以外の登録は、別に定める本協会チーム役員登録規程（以下、登録規程という。）により、所定の追加登録用紙を用いて、所属都道府県協会より随時行うことができる。

(競技への参加資格)

第5条 本規程及び登録規程により登録された競技者以外の者は、いかなる公式試合にも参加することができない。

(競技者としての資格喪失)

第6条 次の各号にいずれかに該当する者は、競技者としての資格を失うものとする。

- (1) フェアプレーと非暴力の精神に違反する者。
- (2) I H F 規程および、国際オリンピック委員会（以下、I O C という。）規程に違反する者。
- (3) 本規程に規定した競技者登録を越える活動をした者。
- (4) 本協会に事前の承諾を得ることなく、競技者自身の氏名、肖像、競技の実績等を広告・宣伝に使用した者。

(資格の喪失)

第7条 競技者の資格の認定は、本協会の競技者登録資格審査委員会（以下、審査委員会）の結果に基づいて、理事会が決定するものとする。

- 2 競技者の資格を認めない決定をしたときは、本人および、チーム、さらに所属する都道府県協会に通告するものとする。

第8条 競技者の資格を失った者が、下記の各号に掲げる条件を備えるに至った場合は、本協会の審査委員会の審査を経て、理事会がその資格の復帰を決定するものとする。

- (1) 資格を喪失してから満2年を経過していること。
- (2) 反省の情が明らかで、再び資格を喪失するような行為をしないと誓約をすること。

(競技者の移籍)

第9条 登録規程により、競技者は希望により他のチームに移籍することができる。

- 2 契約競技者は、協定書・契約書等で定めた期間、同一所属チームに所属したときは、その所属チームから他のチーム（異なる連盟等のチームを含む）に移籍することができる。
- 3 契約選手の外国チームへの移籍に伴う手続きの事務経費は、本協会に支払わなければならない。また、チーム間相互に I H F が規定する経費（トレーニング要した費用）が派生することがある。この問題はチーム間相互で解決しなければならない。国内の移籍の経費の派生については別に定める。

(広告宣伝活動)

第10条 競技者が放送、演芸、映画、ビデオ、新聞、雑誌等に出演または参加する場合には、所属チームを経由して本協会にあらかじめ届け出てその承諾を得なければならない。

これらの事柄について、承認をするときは、無償の場合を除き所定の承認料を競技者から徴収する。J O C ・本協会が取り扱う広告・宣伝活動には無償で協力をしなければならない。

- 2 競技者が直接使用する被服または用器具への商標・または広告の記載等の詳細については、別に定める。

(外国人競技者)

第11条 外国人競技者とは、日本国籍を持たない競技者をいう。但し、日本の義務教育課程を修了した者は、日本人競技者と見なす。

- 2 中学校、高等学校、大学に在籍し、短期留学を除き卒業の見込みがある競技者は日本人競技者と見なす。

3 1 チームあたりの外国人競技者の登録数、オンコート的人数等は各連盟において定める。

(日本代表チームへの参加義務)

第12条 本協会に登録された競技者は、日本代表チームに推薦されたときは参加する義務を負う。
参加を拒否した場合は、本協会懲罰規程により懲罰する。

2 契約競技者が日本代表チームに推薦されたときは、その期間の諸経費が保証されなければならない。詳細は別に定める。

(改正)

第13条 本規程を改正しようとするときは、本協会理事会の過半数の賛成を持ってこれを行う。

(付則) この規程は昭和63年7月9日より施行する。
この規程は平成13年2月10日より一部改正する。
この規程は平成15年4月1日より一部改正する。
この規程は平成16年4月1日より一部改正する。